

松任石川環境ク リーンセンターの 余剰電力を活用した脱炭素化の取り組み

【行政における脱炭素化】

白山市



【第2期白山市地球温暖化対策地域推進計画】

- ▶ 計画の目的：市域から排出される温室効果ガスの排出の削減に向けて、市民・事業者・行政等のあらゆる主体が率先し、また協働した取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことにより脱炭素社会の形成を目指す
- ▶ 計画の位置づけ：「白山市地球温暖化対策条例」第7条に掲げる「地球温暖化対策地域推進計画」及び「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- ▶ 基本方針：
 - ①脱炭素社会に向け、経済、社会、環境の3側面の新しい価値を創出し、統合的向上を図ります。
 - ②脱炭素社会に向け、経済・社会・環境における複数課題の同時解決に取り組めます。
 - ③脱炭素社会に向け、地域資源を活用し、多種多様な主体の協働を進めます。

【環境方針 基本方針】

白山市独自の環境マネジメントシステムとして「はくさんECOマネジメントプラン」を構築し、PDCAサイクルによる進行管理により、温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて、下記の取組を進めます。

- (1) 白山市環境基本方針に基づき、循環、脱炭素、自然共生を基調としたまちづくりを推進します。
- (2) SDGsの理念に沿った環境・経済・社会の三側面の統合的な向上による課題解決に取り組みます。
- (3) 省エネルギー、省資源の取り組み及び廃棄物の減量・再資源化を行い、循環型社会の構築に努めます。
- (4) エネルギー利用における非化石エネルギー利用割合の向上に努めます。**
- (5) 環境法令等を順守し、環境の保全に取り組みます。
- (6) 環境方針を全職員が認識し、環境保全に関する意識の向上を図るため、教育・訓練を実施し、この方針を周知します。

令和5年4月

石川県白山市長

【はくさんECOマネジメントプラン】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減等に関する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」

- 市有施設の管理等において、環境負荷の低減を目指す市独自の環境マネジメントシステム
- 白山市は、平成22年9月、エネルギーの使用合理化に関する法律（省エネ法）に基づき、エネルギー使用量の年間1%以上削減努力が義務付けられた、特定事業者の指定となった
- 平成23年10月、資源循環型社会、脱炭素社会及び自然共生社会を実現させ、持続可能な社会づくりに向けて、「はくさんECOマネジメントプラン」を策定
- 対象範囲：市が行う全ての事務・事業とし、市役所庁舎及びその他の公共施設

→令和3年3月「ゼロカーボンシティ宣言」を行った白山市の責務としても、市の事務及び施設管理において、二酸化炭素排出量の削減を図る必要がある

松任石川環境クリーンセンターの 余剰電力活用事業について

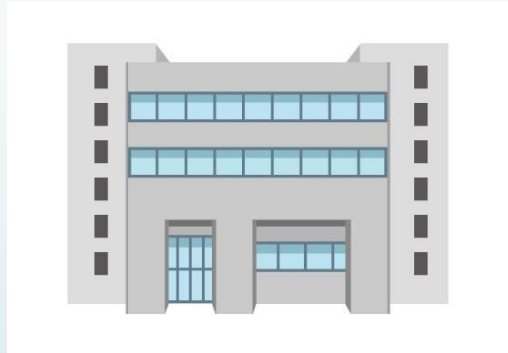
庁舎等で利用

【白山野々市広域事務組合】

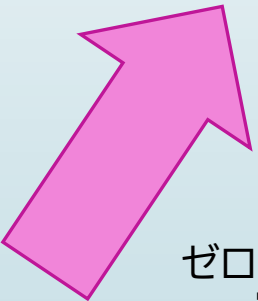
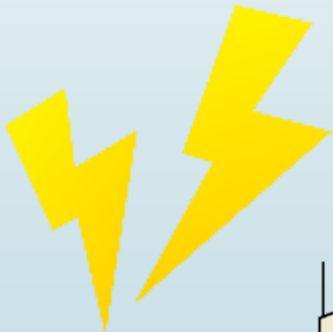
白山市
野々市市
川北町



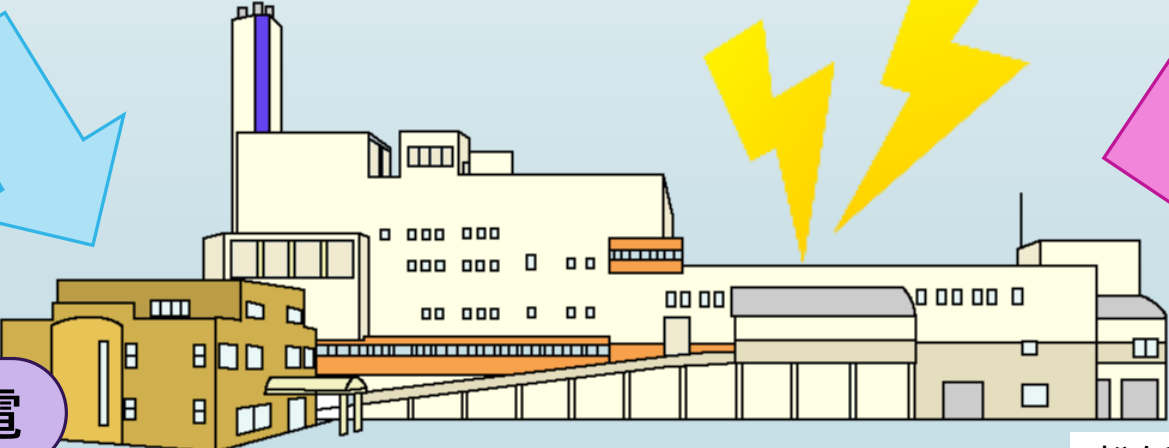
各町内から収集した
一般ごみ・燃える粗大ごみ



バイオマス発電



ゼロカーボン
電気



松任石川環境クリーンセンター

R5年度時点での各市町への年間予定供給量

	白山市	野々市市	川北町
ゼロカーボン価値供給量	8,926MWh	4,582MWh	492MWh
削減できるCO2排出量	4,450 t	2,290 t	260 t
供給先の公共施設	市役所本庁舎、支所、松任駅字通通路、千代女の里俳句館など 3 5 施設	市役所庁舎、図書館、中央公民館など 1 6 施設	町役場、総合体育館、サンアリーナ川北など 5 施設

※クリーンセンターの発電状況によって、供給量、供給先は変動する

年間7,000tの
CO2削減



ご清聴ありがとうございました